

- T K C モニタリング情報サービス利用規約 -

第1条（目的）

T K C モニタリング情報サービス利用規約（以下、「本規約」という）は、株式会社 T K C（以下、「甲」という）が開発・提供する「T K C モニタリング情報サービス」（以下、「本サービス」という）」を利用金融機関（以下、「乙」という）が利用するために必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の意味は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本サービスとは、第4条に定めるサービスをいい、その内容の詳細は、別紙「サービス仕様書」に定めるとおりとする。
- (2) 本A P Iとは、第4条第5項に定める本サービスのA P I連携機能をいい、その内容の詳細は、別紙「サービス仕様書」に定めるとおりとする。
- (3) T K C会員とは、甲の会員である税理士・公認会計士・税理士法人をいう。
- (4) 会員顧問先とは、T K C会員が顧問契約を締結している、甲の会計システムを利用中の法人又は個人等をいう。
- (5) T K C地域会（又はT K C全国会）とは、T K C会員が組織する団体をいう。
- (6) T I S Cとは、T K Cインターネット・サービスセンターをいう。

第3条（契約の成立及び規約の適用）

- 1 . 本サービスの利用に関する契約（以下、「本契約」という）は、第6条第1項に基づき、甲が乙に対してID及び初期パスワードをメールにより発信したときに成立するものとする。
- 2 . 乙は、本規約の各条項を遵守して本サービスを利用するものとする。
- 3 . 甲が、メール、書面又は本サービスの画面により乙に随時通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意点等並びに本サービスにおける画面上の案内等は、本規約の一部を構成するものとする。
- 4 . 本規約の各条項については、関連法規の改正又は甲の事情によって変更されることがある。変更後の規約については、本サービスのホームページに掲載するものとし、掲載時をもって変更後の規約が適用されるものとする。

第4条（本サービスの概要）

- 1 . 本サービスは、乙がT K C会員と連携して会員顧問先に経営支援を行うことを目的として、甲が開発・提供するクラウドサービスである。
- 2 . 本サービスは、次のサービスで構成される。
 - (1) 決算書等提供サービス
T K C会員が会員顧問先からの依頼に基づき、法人税（所得税）の電子申告直後に、乙に対して、その決算書や申告書等のデータの提供を仲介する。
 - (2) 月次試算表提供サービス
T K C会員が会員顧問先からの依頼に基づき、T K C会員による巡回監査と月次決算の終了直後に、乙に対して、月次試算表等のデータの提供を仲介する。
 - (3) 最新業績オンライン開示サービス
T K C会員が会員顧問先からの依頼に基づき、T K C会員が開設するHPを経由して、乙に対して、その最新業績の開示を仲介する。
 - (4) 早期経営改善計画提供サービス
T K C会員が会員顧問先からの依頼に基づき、乙に対して、経営改善計画やローカルベンチマーク等のデータの提供を仲介する。
- 3 . 乙は、本サービスを利用することによって、前項に掲げる会員顧問先の財務会計等のデータと会員顧問先を特定するための情報を受け取ることができる。
- 4 . 本サービスにより乙が受け取る第2項に掲げる財務会計等のデータの内容は、会員顧問先の意思により選定される。したがって、本契約によって、すべてのデータの提供が約束されるものではない。
- 5 . 乙は、本A P Iを利用することにより、本サービスのログイン画面を経由せずに第2項第1号及び第2号に掲げる財務会計等のデータと会員顧問先を特定するための情報を受け取ることができる。

第5条（本サービスを利用できる金融機関）

- 1 . 本サービスの利用申込みにあたり、乙はT K C地域会（又はT K C全国会）との間で、「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」（以下、「覚書」という）を締結しなければならない。
- 2 . 乙は、T K C地域会との協議に基づいて、T K C会員及び会員顧問先への本サービスの利用促進を図ることとする。
- 3 . 甲は、本サービスの利用が可能な金融機関をT K C会員及び会員顧問先へ周知するために、以下の各号に掲げる場所において、乙の商号及び商標を使用できるものとし、乙はこれを許諾する。
 - (1) 甲が開設するホームページ
 - (2) 甲が作成するパンフレットその他の紙媒体資料（ただし、甲が新聞雑誌等へ広告を掲載する場合は別途乙に許諾を求めるものとする）
 - (3) T K C会員が利用する甲のインターネット・サービス
 - (4) 会員顧問先が利用する甲の会計システム

第6条（本サービスの利用開始、利用期間及び終了）

- 1 . 甲は、乙による本サービスの利用申込みがなされた後、「サービス仕様書」に基づいて本サービスの利用を開始するための手続を進め、乙に対し本サービス利用のためのID・初期パスワードをメールにて発信することとする。甲がメールにて発信した日を本サービスの利用開始日とする。
- 2 . 本契約期間は、本サービスの利用開始日以降1年間とする。また、契約期間が終了する2か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による通知がなされない場合には、本契約は約定を変更することなく1年間更新されるものとし、それ以後も同様とする。
- 3 . 乙は、本サービス利用期間中ににおいて、甲に書面で通知することにより本サービスの利用を終了することができる。
- 4 . 乙は、利用期間終了日の月末をもって本サービスへのアクセスが停止されることに同意するものとする。

第7条（本A P Iの利用）

- 1 . 乙は、本サービス利用中に限り、甲に書面で利用を申し込むことにより、本A P Iを利用ることができる。
- 2 . 甲は、前項の乙による本A P Iの利用申込みがなされた後、「サービス仕様書」に基づいて本A P Iの利用を開始するための手続を行う。

- 3 . 乙は、甲に書面で通知することにより本 A P I の利用を終了することができる。
- 4 . 乙が本 A P I を利用するために、乙の社内システムを開発する場合、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 . 乙は、前項のシステム開発の一部又は全部を、第三者に委託することができるものとする。その場合、乙は、当該委託先に対して本規約に定める自己の義務と同等の義務を課すものとし、当該委託先による本 A P I の利用について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 6 . 甲は、本 A P I の仕様を変更する場合、乙に事前に通知しなければならない。
- 7 . 本 A P I は、第 4 条第 5 項に定めるとおり本サービスの機能の一部であり、本 A P I の利用においても、本規約に定めるすべての条項が適用される。

第 8 条（使用許諾）

- 1 . 甲は、乙が本規約を遵守することを前提として、本サービスを利用する権利を乙に許諾する。
- 2 . 本サービスの著作権及びその他一切の権利は、甲に帰属する。

第 9 条（禁止事項）

- 1 . 乙は、以下の各号の行為を行わないものとする。また、同様の行為を第三者にさせないものとする。
 - (1) 甲の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又はこれらの侵害を導く行為
 - (2) 第三者に本サービスを利用させる行為
 - (3) 本サービスの機能等の情報をを利用して、第 4 条第 1 項に定める目的以外の営業活動を行う行為
 - (4) 本サービスの内容や本サービスが提供する情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
 - (7) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (8) 本契約上の地位、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡する行為
 - (9) 甲に対する詐術その他の背信的行為
 - (10) 甲又は本サービスの名誉、信用を著しく毀損する行為
 - (11) 甲が提示する動作環境以外での、本サービスの利用
 - (12) ソースコードを変換するための逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等の行為
 - (13) 甲の書面による承諾を得た場合を除いた本サービスの改変もしくは別のソフトウェアへの組み込み
 - (14) サービス仕様書、本サービスの画面、出力帳表、ハードコピー等の原本又は複製を甲の書面による承諾を得ずして第三者（権限のある官公庁等を除く。）へ開示する行為
 - (15) 第三者による行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為又は同様な目的で行う行為
- 2 . 乙の帰責事由の有無にかかわらず、甲が、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合、甲は乙に対し事前に通知することなく本サービスの全部又は一部を停止できるものとする。ただし、甲は乙の行為を監視する義務を負うものではない。

第 10 条（本サービスで提供するデータの取り扱い）

- 1 . 乙は、本サービスを利用して閲覧・ダウンロードした会員顧問先の財務会計等のデータを第 4 条第 1 項に定める目的に限り利用し、第三者に漏洩してはならないものとし、本契約の終了後においても同様とする。
- 2 . 前項の規定は、事前に T K C 会員及び会員顧問先からの書面による承諾を受けた場合、法令により開示が義務づけられている場合又は権限のある官公庁等からの開示要求があった場合は適用されないものとする。
- 3 . 前 2 項の規定にかかわらず、乙は、自らの責任において第三者にデータ処理等を委託することができる。この場合において、乙は、本サービスにより提供するデータについて、乙が委託する第三者による閲覧・編集・保存・複製等の本規約に定める目的以外での利用を禁止することとし、当該第三者に履行せしめることとする。

第 11 条（秘密保持）

- 1 . 甲及び乙は、本サービス利用に当たり知得した相互の業務上の秘密（以下、「秘密情報」という）を第三者に漏洩することのないよう守秘義務を厳守するものとし、本サービス利用終了後においても同様とする。ただし、次の各号に掲げる事項は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 知得した時点で既に公知のもの、又は秘密情報を知得した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 知得者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 知得した時点で知得者が既に知得していたもの
 - (4) 知得した秘密情報によらずして、独自に知得者が開発したもの
- 2 . 前項の規定は、事前に相手方からの書面による承諾を得た場合、法令により開示が義務づけられている場合又は権限のある官公庁等からの開示要求があった場合には適用されないものとする。

第 12 条（個人情報保護）

- 1 . 甲及び乙は、本サービス利用のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいい、以下「個人情報」という）を本サービス利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。
- 2 . 甲及び乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じるものとする。
- 3 . 本条の義務は、利用契約が終了した後も継続するものとする。

第 13 条（事件又は事故発生時の措置）

甲及び乙は、秘密情報の漏洩、紛失、破壊、改竄又は不正アクセス等の事件又は事故が発生した場合、又は発生した可能性が高いと客観的に判断される状況が生じた場合は、速やかにこれを相手方に報告するとともに、当該事件又は事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じるものとする。

第 14 条（利用料金）

乙による本サービスの利用に関して、甲は乙に対し料金を請求しないこととする。

第 15 条（本サービス利用上の善管注意義務等）

- 1 . 乙は、本サービスについて、サービス仕様書にしたがった操作又は運用管理を行い、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2. 乙は、本サービスを利用するに甲が発行したID・パスワード等又は乙が本サービスを利用して閲覧・ダウンロードした財務会計等のデータは、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じるものとする。

第16条(本サービスの障害等)

甲は、本サービスに障害等の不具合が発見された場合は、速やかにこれを修正するものとする。なお、その修正に要する費用は、甲が負担するものとする。

第17条(本サービスの休止)

1. 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合、甲は本サービスの利用時間内であっても、本サービスを休止することができる。

- (1) 本サービス用設備の計画的な保守又は工事等を行う場合
- (2) TISCと接続する電気通信事業者の通信回線が使用不能となった場合
- (3) 天災地変、戦争・暴動・内乱、その他不可抗力の事由により、本サービスを休止せざるを得ない場合
- (4) TISCのサーバー等の障害により、本サービスを休止せざるを得ない場合
- (5) 第三者からのインターネットを経由した攻撃・妨害により、本サービスを休止せざるを得ない場合
- (6) その他運用上もしくは技術上、本サービスを休止する必要がある場合

2. 甲は、前項に定める事由により、その利用が一時的に休止される場合は、速やかに乙へ通知するものとする。

第18条(甲の責任の制限)

1. 甲は、乙が本サービスを利用するに際して、サービス仕様書の記述に反して利用したために生じた損害については、いかなる責任も負わないものとする。また、その結果生じた障害を修復するための費用は、乙の負担とする。

2. ID・パスワードが第三者に不正使用されたことにより、乙、TKC会員又は会員顧問先に発生した損害について、甲はいかなる責任も負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりID・パスワードが第三者に使用された場合はこの限りではない。

3. 本サービスにおいて乙に提供した財務会計等のデータが第三者に漏洩することにより、乙、TKC会員又は会員顧問先に発生した損害について、甲はいかなる責任も負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により財務会計等のデータが第三者に漏洩した場合はこの限りではない。

4. 第17条で規定した事由に基づく本サービスの休止により、乙、TKC会員又は会員顧問先に発生した損害について、甲はいかなる責任を負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により当該休止が発生した場合はこの限りではない。

5. 乙が本サービスを利用して提供される財務会計等のデータについて、甲はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により損害が発生した場合はこの限りではない。

第19条(権利・義務譲渡等の禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ないで、本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は担保として提供し、もしくは第三者に本契約に基づく義務を承継させ、又はその履行を代行させることはできないものとする。

第20条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己、自己の親会社及び子会社等、自己と契約関係にある者、自己の役員及び従業員並びに実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
- (2) 暴力団員(暴力団の構成員)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力もしもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
- (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- (6) 社会運動標榜ゴロ等(社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- (7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
- (8) その他前各号に準ずる者であって、暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

2. 甲及び乙は、前項各号に掲げる者から次の各号の一に該当する行為を受け、又は受けたときは、直ちに相手方に対し報告しなければならないものとする。

- (1) 暴力的な要求
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 取引に際しての脅迫的な言動又は暴力
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が第1項各号の一に該当したとき、第1項に基づく表明・保証に関して虚偽の事実を申告したとき、前項の報告を怠ったとき、又は自己もしくは第三者を通じて相手方に対し前項各号に掲げる行為を行ったときは、相手方からの請求によって、甲又は乙は相手方に対する一切の債務の期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。

4. 前項の場合、相手方は何らの催告を要さずして、本契約を直ちに解除することができるものとする。この場合、相手方による解除によって甲又は乙に損害が生じても、相手方はこれを賠償する責を負わないものとする。

第21条(契約の解除)

1. 甲又は乙は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反したときは、書面により相当の期間を定めた催告を行い、催告期間内に当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なくして直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1) 手形又は小切手の不渡り、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、租税滞納処分等の公権力の行使を受けたとき。
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続の開始の申立をし、又はその申立を受けたとき、或いは解散の決議をしたとき。

(4) 故意又は重大な過失による規約違反行為、背信行為、その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事実が発生したとき。

第22条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。
2. 甲又は乙の責に帰すべき事由によって、T I S C会員又は会員顧問先が損害を被ったときは、当事者間で損害賠償等の協議を行うこととする。

第23条（契約終了後の措置）

甲は、本契約が終了した場合、T I S C内に保存された本サービスを利用するためには必要となる乙の情報（グローバルIPアドレス等）を、本契約終了日の属する月の末日までに消去するものとする。

第24条（合意管轄）

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（その他）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円満な解決を図るものとする。

以上